

公 益 社 団 法 人 小 田 原 青 色 申 告 会
会 費 規 程 【 改 正 】

- ① 準会員会費を年額 3,000 円から 6,000 円へ変更する。
- ② 改正は、本総会の決議をもって、令和 8 年 4 月 1 日から変更する。

現 行	改 正
(入会金及び会費の額) 第 2 条 本会の会員は、定款第 5 条に定める種別により、次に定める入会金及び会費の額を支払う義務を負う。 準会員 第 2 種 (会費の額) <u>3,000 円</u>	((入会金及び会費の額) 第 2 条 本会の会員は、定款第 5 条に定める種別により、次に定める入会金及び会費の額を支払う義務を負う。 準会員 第 2 種 (会費の額) 6,000 円
附 則 (令和 3 年 6 月 18 日社員総会議決) この定款は、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。	附 則 (令和 4 年 6 月 16 日社員総会議決) この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (令和 7 年 6 月 26 日社員総会議決) この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。